

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、胎内都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成25年3月12日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時  
平成25年3月21日（金） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
胎内市産業文化会館 会議室  
胎内市新和町2番5号